

水俣病補償あつせん案

来月中には結論

処理委の千種会長語る

厚生省の委嘱で水俣病患者の補償問題をあつせんしている水俣病補償処理委員会の千種達夫会長は七日の委員会のおと同日午後三時半から記者会見し「処理委としてまだ金額を決めてはいない。しかし四月中には結論をまとめたい」と次のように語った。



千種達夫会長

一、これまで二十六回委員会を開いて検討を重ねてきた。この間当事者や関係者から事情を聴取した。昨年十二月熊本に症状諮問委員会も設けたが、これは補償の基礎になる症状について専門的意見を参考として求めるもので、症状の決定は処理委である。

一、生存者には年金、死亡者には一時金支給の二本立てでいく。現在、生存者の一時金問題を中心に検討している。一時金をどうい

う性格にするか、いつ払うかなどの問題だが、年金と一時金は互いに関連しており切り離すわけにはいかない。補償の全体の構造がまとまらなければ部分的金額は決められない。年金などは症状、年齢によっても差をつける考えて、症状は四等級に分ける。

一、患者側からの要望もあり、早く結論を出したいと努力しているが、三月中はむずかしい。四月中にはまとめたい。患者側が希望すれば慰見をまとめる前でも再度会ってもいい。

一、水俣病補償は公害補償のモデルケースとされているが、これにはすでに「和解契約」があり、これを基盤にして案を出さな

ければならないので、この点にもむずかしさがある。水俣病の原因問題は別のこととして、補償は

(チツソ水俣工場と)因果関係があるということで処理し、将来に争いが残らないように不公平にならないようにしたい。

一、むずかしい問題が多く、結論もなかなか出せないでいるが、ともかく理論的にも適合し、当事

者も希望するような案を出したいと思う。補償には慰謝料的なものも加味する。一部で報道された(死亡者一時金二百万円など)ような具体的な金額は出ていない。

(東京支社)